

入札心得

(目的)

第1条 柳川市の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び柳川市契約事務規則（平成17年規則第49号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積りに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札補償保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札保証金は、現金、銀行が支払いを保証した小切手、国公債等とする。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に入札保証金領収書と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書又は入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において指名通知書又は入札説明書、仕様書、図面、契約書案について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は柳川市の様式により作成し、通知書に示した日時までに提出しなければならない。

3 入札書には、消費税を含まない価格（3台分60か月の総額）を記入するものとする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札代理人とすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札の回数は、1回とする。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受ける

ものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 信憑性がある談合情報があった場合で、必要と認められるときは、くじにより指名業者数の3割に当たる者を限度として、入札に参加させないことがある。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 再度入札の場合で、直前の入札における最低価格以上の金額をもってした入札
- (9) 予定価格を事前公表した入札について予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(入札書等の取扱い)

第8条 入札参加者は、既に提出した入札書の引換え、変更、取消又は返還を要求できない。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

なお、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用することができる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この段階での辞退はできないものとする。

(前払金)

第11条 契約金額が1,000万円以上の場合に限り、請負金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。但し、請求書と同時に、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を提出しなければならない。

(議会の議決)

第12条 議会の議決を要する契約である場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳川市条例第55号）に定めるところにより、議会の議決に付し、議会の議決を得たときに契約を確定させる。

（契約保証金等）

第13条 落札者は、契約の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

（契約書等の提出）

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定日の翌日（当該翌日が市の休日である場合には、その翌日）から起算して市の休日を除く7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。市の休日とは、(1)日曜日又は土曜日、(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び(3)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までをいう。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（異議の申立）

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。